

旭川医療秘書専門学校

2025年度 学校関係者評価委員会名簿

職 名	氏 名	所 属	規則区分
委 員	嵯 城 俊 明	一般社団法人 旭川薬剤師会 会長 はな保険薬局 代表取締役	①
委 員	菅 原 吉 孝	株式会社 菅原組 代表取締役	③
委 員	倉 本 麻 有	フコク生命 旭川医療秘書専門学校卒業生	②
委 員	奥 村 俊 仁	旭川明成高等学校 教頭	④
委 員	柿 崎 哲 平	旭川医療秘書専門学校 校長 旭川明成高等学校 教頭	

旭川医療秘書専門学校 学校関係者評価委員会規則

（目的）

第1条 この規則は、旭川医療秘書専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するため、学校の自己点検評価の結果を踏まえ、教育活動に関する意見交換を通し、今後の改善方策について学校関係者による評価を行うことを目的に設置する学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（役割）

第2条 委員会は、教育活動及び学校運営の状況について、学校の自己点検評価の結果を踏まえた学校評価を行う。

（委員）

第3条 1 委員会を構成する委員は、次に掲げる者のうちから少なくとも3名以上とし、校長が委嘱する。

- ①専門分野における業界関係者 ②本校卒業生または保護者
- ③地域住民 ④高等学校等の校長、進路指導担当者等
- ⑤地方公共団体等の関係者等

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 1 委員会に委員長を置き、委員の互選をもって選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第5条 1 委員会は校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、教育活動及び学校運営の状況について、学校の自己評価の結果を踏まえた学校評価を行い、その結果を校長に報告する。

（結果の公表）

第6条 校長は、学校関係者評価結果を理事長に報告し、速やかに公表しなければならない。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

令和3年4月1日 校名変更に伴い一部改訂

旭川医療秘書専門学校

2025年度 第1回学校関係者評価委員会 報告書

1. 日 時 2025年12月26日（金） 16:15～17:00

2. 場 所 旭川医療秘書専門学校 コミュニティルーム

3. 出席者 嵯城俊明委員、菅原吉孝委員、倉本麻有委員
奥村俊仁委員、柿崎哲平校長

4. 次 第

（1）校長挨拶

（2）2025年度 学校評価アンケートについて

アンケート結果に加え、各教員の感想も添付。フィードバックして来年度の授業に活かす。

新たな試みとして、1・2年生合同のコラボレーティブラーニングを実施（柿崎校長担当）ホスピタリティ、協同の学びなどの向上に繋がる。来年度もブラッシュアップして行なう予定。

（3）2026年度 設置者変更について

（4）意見交換

・診療報酬請求事務能力認定試験2年生14人中8名合格の快挙。しかし、来年度は廃止。なぜ廃止になるのか。

→受験者数の減少、電子化の進捗によるもの。

旭川医療秘書専門学校

2025年度 第2回学校関係者評価委員会 報告書

1. 日 時 2026年3月26日（木） 16:15～17:00

2. 場 所 旭川医療秘書専門学校 コミュニティルーム

3. 出席者 五十嵐理事長、菅原吉孝委員、倉本麻有委員
奥村俊仁委員、柿崎哲平校長

4. 次 第

（1）校長挨拶

（2）設置者変更について説明

- ・理事長、校長より設置者変更について説明。
- ・4月1日より学校法人UZUZに変更。

（3）2024年度 就職状況について

- ・内定率100%。

（4）来年度の入学者数は28名。

医療事務の専門学校は、学生募集に苦しんでいる中で検討している。

引き続き、広報活動に力を入れていきたい。

旭川医療秘書専門学校
2025年度 教育課程編成委員会名簿

職 名	氏 名	所 属	規則区分
委 員	嵯 城 俊 明	一般社団法人 旭川薬剤師会 会長 はな保険薬局 代表取締役	③
委 員	白 井 恵理子	神楽神経科内科医院 事務長	②
委 員	菅 原 吉 孝	株式会社 菅原組 代表取締役	①
委 員	柿 崎 哲 平	旭川医療秘書専門学校 校長 旭川明成高等学校 教頭	
委 員	樋 口 誠 之	旭川医療秘書専門学校 2 学年担当 進路指導部長	
委 員	山 崎 智 代	旭川医療秘書専門学校 1 学年担当 教頭	

（目的）

第1条 この規則は、旭川医療秘書専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、関係企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（所管事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）業界における人材の専門性等の動向
- （2）国又は地域の産業振興の方向性
- （3）実務に必要な最新の知識・技術・技能
- （4）その他、教育課程の編成に関する事項

（委員）

第3条 1 委員会の委員は学校長及び学校長が指名する教職員の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①または②から1名、③から1名を委員に加えることとする。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員

②専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 1 委員会の委員長は学校長とし、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 1 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって行う。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

令和3年4月1日 校名変更に伴い一部改訂

旭川医療秘書専門学校

2025年度 第1回教育課程編成委員会 報告書

1. 日 時 2025年12月26日（金） 15：30～16：15
2. 場 所 旭川医療秘書専門学校 コミュニティルーム
3. 出席者 嵯城俊明委員、白井恵理子委員、菅原吉孝委員
柿崎哲平校長、樋口誠之教諭

4. 次 第

（1）校長挨拶

（2）2026年度教育課程について

- ・登録販売者をカリキュラムの目玉とする。
新入生28名の期待も大きい。
- ・医療機関実習1を1回/年から2回/年に増やした。

（3）2026年度 設置者変更について

（4）意見交換

- ・登録販売者は国家資格なのか。
→国家資格ではないが、準国家資格と捉えている。
- ・登録販売者は1年生だけが履修できるのか。
→2年生も選択履修できるようにした。

旭川医療秘書専門学校

2025年度 第2回教育課程編成委員会 報告書

- 1 日 時 2026年3月26日（木） 15：30～16：00終了
- 2 場 所 旭川医療秘書専門学校 コミュニティールーム
- 3 出席者 五十嵐理事長、白井恵理子委員、菅原吉孝委員
柿崎哲平校長、山崎智代教頭、樋口誠之教諭

4 次 第

（1）校長挨拶

（2）設置者変更について説明

- ・理事長、校長より設置者変更について説明。
- ・4月1日より学校法人UZUZに変更。

（3）2025年度 教育課程について

- ・医療機関実習Ⅰを1回から2回へ増やす。（10月・11月）
3日間×2回開催は良い。
両方経験することでイメージができ、進路活動に繋がった。
- ・診療報酬請求事務能力認定試験廃止について
来年度からは「登録販売者」の資格取得に向けて開始される

（4）2025年度 就職状況について

- ・内定率100%。